

必要書類チェックリスト【日本人大学院生用（在学生）】

申請前に該当する項目の必要書類が揃っているか、必ずチェックしてください。

●申請必要書類:以下の表**及び**次ページ以降に記載する書類

対象者	必要書類	省略可否	チェック
申請者全員	「2024年度後期分授業料免除及び徴収猶予申請書」(様式1)	×	
	「授業料免除等不足書類請求書」(様式10)	×	
	「成績に関する書類」【 原本 】 ※所属・学年により提出書類が異なります。 ・博士前期課程1回生:前大学の成績証明書 ・博士後期課程1回生:前大学院の成績証明書 ※博士前期・後期課程の1回生で奈良女子大学(大学院)からの進学者及び博士前期・後期課程2回生以上は、提出不要です。	○	
	「同一生計者全員の住民票」【 原本 】 ※世帯全員分である旨の証明があるもの	▲	
	「前年分所得(課税)証明書・非課税証明書」【 原本 】 ※就学者を除く18歳以上の 世帯全員分 (無収入者含む)が必要です。 ※収入に関する書類(源泉徴収票等)と 別に 必ず全員分提出してください。 ※住民税の課税状況や扶養控除人数が記載されたものを取り寄せてください。	×	
独立生計申請者	「独立生計者申告書」(様式7)	×	
	「本人及び配偶者の健康保険証(写)」	○	
	「父母等の扶養から外れていることを証明する書類」 以下のいずれかを提出してください。 ・父母等の前年分確定申告書第一表・第二表 ・父母等の前年分源泉徴収票 ・父母等の前年分所得証明書又は課税証明書 ※上記の証明書類で現在の扶養状況が確認できない場合は、「給与所得者の扶養控除等異動申告書」又は父母等の勤務先発行の「扶養していない証明書」をご提出ください。	○	
標準修業年限超過者	「標準修業年限超過者の授業料免除等出願対象事由調査書」(学生作成用)及び(指導教員作成用) ※通常の在学年限(学部:4年,博士前期:2年,博士後期:3年)を超えて在学する方は 全員 提出してください。 休学や留学といった理由による場合でも、年数を超えていれば必要 です。なお、超過期間として認められるのは原則として1年です。	×	
私は必要書類を全て準備した上で、入学料免除・徴収猶予の申請を行います。			

●独立生計者について

以下の要件を満たす日本人の大学院生のみ申請できます。(その他詳細は様式7を参照)

※要件を満たす者は必ず独立生計者として申請しなければならないということではありません。また、独立生計者として申請した方が結果が良くなるということでもありません。

- ①所得税法上、父母等(配偶者を除く)の扶養家族でない者
- ②父母等と別居している者
- ③健康保険において、本人又は配偶者が被保険者になっている者
- ④本人又は配偶者に収入があり、その収入について所得証明書が発行される者

●提出済み重複書類の省略について

前回授業料免除等を申請した場合、該当書類の提出を省略することができます。「省略の可否」欄記載の記号については、以下のとおりです。

○:省略可能 ×:省略不可

▲:2024年度前期授業料免除等申請書類提出時より、内容に変更なければ省略可能

必要書類チェックリスト【日本人大学院生用（在学生）】

*世帯の全員について該当する項目の書類をすべて提出してください。

・独立生計申請者は、独立生計として申告する現世帯（本人含む）

●就学者・未就学児以外各人（独立生計申請者は本人含む）

申請日現在の状況		必要書類	発行元	省略可否	該当有無	チェック
給与収入者（パート・アルバイト含む） ※勤務先が複数ある場合、それぞれについて書類が必要です。	前年1月2日以降に転職・就職しましたか	YES 「給与支払（見込）額証明書」（様式2-1） ※就労所にて「様式2-1」の証明を受けられない場合は、「給与年間見込額申告書」（様式2-2）に直近3ヶ月分の給与明細（写）を添えて提出してください。	【様式2-1】 勤め先の会社 【様式2-2】 申請者自身で作成	▲		
	NO	「前年分源泉徴収票（写）」	勤め先の会社	▲		
自営業者等（給与以外の収入）	前年1月2日以降に現在の事業を開始しましたか	YES 「収入年額（推定）計算書」（形式自由）及び帳簿の写し等	申請者自身で作成	▲		
	NO	「前年分確定申告書控（写）」 *第一表・第二表とも	税務署	▲		
TA・RAの収入がある		「収入額がわかる書類」	勤務した大学等	▲		
給付型奨学金を受けている		「受給金額がわかる書類（奨学生証等）の写し」	奨学金運営元	▲		
年金（老齢・障害・遺族等各種）受給者		「年金振込（改定）通知書（写）」【最新分】 ※複数の年金がある場合、それぞれの分を提出	日本年金機構等	▲		
休職中の人		「休職中であることがわかる書類」及び、給与・手当等が支給される場合は「支給額がわかる書類」	勤め先の会社	▲		
失業保険を受けている		「雇用保険受給資格者証（両面写）」	公共職業安定所	▲		
仕送りを受けている		仕送りを受けた金額がわかる預金通帳の通帳等	申請者自身で作成	▲		
臨時所得のあった人（申請前6ヶ月以内）	種類 退職金	「退職金額・支給時期のわかる書類」	退職した会社	▲		
	保険金	「保険金額・支払時期のわかる書類」	保険会社等	▲		
	資産譲渡による所得	「資産譲渡された日・金額のわかる書類」	契約書等	▲		
	山林所得	「山林所得の支払日・金額がわかる書類」	契約書等	▲		
各種手当（給与と別に受給しているもの）受給者	種類 児童手当	「児童手当の認定通知、支給通知等（写）」【最新分】	市役所等	▲		
	児童扶養手当	「児童扶養手当証書（写）」【最新分】	市役所等	▲		
	労災補償保険	「支給決定通知、支払振込通知（写）」【最新分】	労働基準監督署等	▲		
	傷病手当	「傷病手当金支給決定通知書（写）」【最新分】	健康保険組合等	▲		
前年1月2日以降に退職・廃業した（する予定の）人	退職者	「退職証明書」（様式3）	退職した会社	▲		
	自営業廃業者	「廃業したことを証明する書類」	税務署	▲		
●本人除く就学者及び未就学児						
大学・大学院・高専・専修（高等・専門）学校・高校在学者	国立大学・国立学校ですか	YES 「国立大学又は国立学校授業料免除等申請状況証明書」（様式6） ※姉妹が本学に在学中の場合は必要ありません。	ご家族が在学する国立学校	▲		
	NO	「在学証明書」	ご家族が在学する学校	▲		
小・中学生・未就学児		書類不要				
専修（一般・各種）学校・予備校在学者、科目等履修生・研究生		「就学者」に含まれないため、「就学者・未就学児以外」各欄の該当書類を提出				

●該当する世帯のみ提出

JST科学技術振興機構※の採用者がいる世帯 (申請者本人含む) ※次世代研究者挑戦的研究プログラム事業のSGC-NEXUS等	→	「採用決定(内定)通知の写し」	大学等	▲		
日本学術振興特別研究員の採用者がいる世帯 (申請者本人含む)	→	「採用決定(内定)通知の写し」	日本学術振興会	▲		
障害者等のある世帯	障害者手帳の交付を受けた者	→	「障害者手帳(写)」	市役所等	▲	
	介護保険「要介護5級」認定者	→	「要介護・要支援認定通知書(写)」	市役所等	▲	
6ヶ月以上の長期療養者がいる世帯	→	「長期療養費申告書」(様式4)及び以下の証明書類 * 医師の診断書等病名のわかる書類 * 介護認定等受けている場合は「要介護・要支援認定通知書(写)」 * 医療費等の領収書(1年以内のもの) * その他健康保険等による補填額がわかる書類や介護サービス利用時の自己負担額がわかる書類	【様式4】 申請者自身で作成 【診断書】 病院等 【認定通知書】 市役所等	▲ ※		
			※様式4は省略不可			
主たる家計支持者が単身赴任等で別居中の世帯 ※下宿の兄弟等は該当しません	→	「主たる家計支持者別居に伴う諸経費等の申立書」(様式5)及び以下の証明書類 * 光熱水道料金の明細の写し(直近3ヶ月分) * 住宅賃料がわかる書類 * 住居費補助がある場合、その金額がわかる書類	申請者自身で作成	▲ ※		
			※様式5は省略不可			
生活保護費受給世帯	→	「生活保護扶助料受給証明書(写)」及び「保護決定(変更)通知書(写)」【最新分】	市役所等	▲		
申請前6ヶ月以内(新入生は入学前1年以内)に災害等に罹災した世帯	→	「罹災証明書(写)」及び「被害総額がわかる書類」	市役所等	▲		
申請前6ヶ月以内(新入生は入学前1年以内)に学資負担者が死亡した世帯	→	「死亡診断書(写)」及び退職金・保険金の支払いがあればその支払日・金額がわかる書類	病院等	▲		